

平成 26 年度第 7 回八戸市子ども・子育て会議議事録

【日時】

平成 26 年 11 月 18 日（火）13 時 30 分から 14 時 11 分

【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 3 委員会室

【出席者】

- (1) 出席委員（委員一覧順：12 名）
前澤委員、坂本委員、関川委員、山西委員、田頭委員、田中委員、松井委員、
阿部委員、小笠原委員、荒谷委員、長澤委員、中川原委員

- (2) 事務局（7 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

【こども家庭課】

池田参事（家庭支援GL事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援GL）
吉田主幹、清川主査、上村主事

- (3) 委員代理出席（1 名）

川口 司 氏（栢沢委員代理）

【会議次第】

- 1 開会

- 2 議事

(1) 保育料の設定（案）について

(2) 八戸市次世代育成支援行動計画（仮称）の構成（案）について

(3) その他

- 3 閉会

議事録

(開会 13 : 30)

○司会

ただいまより、平成 26 年度第 7 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所用のため、伊藤様、椛沢様、出貝様、小向様、瀧澤様から欠席の御連絡がありました。委員 17 名中、半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、坂本会長御挨拶の後、議事の進行をお願いします。

○会長

皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は第 7 回になりまして、前回、八戸市における保育料の設定について事務局から説明があり、皆様からその場での御質問、また、改めてお聞きしたいことがありましたら事務局へ御意見頂きたい、そして、今日決定しようとしておりました。

それを受ける形で本日は進めてまいりますので、委員の皆様から御意見、御指導のほどよろしくお願いします。

○会長（議長）

それでは早速議事に入ります。

皆様の御協力をお願い申し上げて円滑に議事を進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、本日 1 つ目の議事（1）保育料の設定（案）について、事務局より説明願います。

○事務局

保育料の設定案について御説明いたします。

それでは、資料 1、保育料の設定案について、御説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

まず、前回の会議で、委員各位に対し、御意見の提出をお願いいたしておりましたが、本日までにお寄せいただきました意見の状況となります。

まず、八戸市保育連合会からは、2 号・3 号認定子ども、つまり保育を要する子どもの保育料については異存がなく、1 号認定子ども用の保育料については、八戸市子ども・子育て会議に一任する旨の意見が寄せられております。

次に、幼稚園・認定こども園関係者からは、2 号・3 号認定子どもの保育料については異存なし、ただし、1 号認定子ども用の保育料について、別途、案 3 から案 5 までの 3 つの提案が寄せられております。

これにより、1 号認定子ども用の保育料案としては、表で示しておりますとおり 5 つの案となっております。

案1と案2については、前回の会議で、事務局から提示した案となり、案3以降が新たに御提案いただきました案となります。

新たに御提案いただきました案の概要についてですが、案3については、2号認定子どもに対する市負担額について、国の基準額との軽減率を適用した案となります。

案4については、案2の実績データから、給食費のほか入園費も控除した案となります。

案5については、案2を基本としつつも、入園料を3年分として積算した案となります。

それでは、それぞれの案について、御説明します。

2ページをお開きください。

このページでは、保育認定を受ける2号・3号認定子ども用の保育料について掲載しております。この保育料案については、前回の会議でお示した案を、再度、掲載しております。

次のページをお開きください。

3ページは、1号認定子ども用の保育料案の総括表となります。各案における保育料の額及び市負担額を掲載しております。

次のページをお開きください。

4ページからは、1号認定子ども用の保育料案について、個別にその内容を掲載しております。

4ページには、前回の会議でお示した案1と案2を、再度、掲載しております。

次のページをお開きください。

案3となります。この案については、保育所の保育料、2号認定こどもの保育料を設定する際と同程度の軽減率を、1号認定子どもの保育料にも適用させる、という案となります。

具体的に御説明いたしますと、左の表で、国基準額Aと2号認定子どもの保育料、市利用者負担額Bを比較し、各階層における軽減率Cを求め、全体平均の軽減率63.5パーセントを求めております。

中央の表では、1号認定子どもにおける国基準額Eの階層ごとの保育料に、平均軽減率63.5パーセントを乗じて、軽減後保育料を算定しているものです。

なお、本来であれば、お寄せいただきました保育料案について、事務局からの意見や感想等を述べることはなるべく差し控えたいと考えておりますが、この案3については、注意点が1点ありますので参考にお伝えいたします。

その注意点でございますが、私立保育所の保育料の設定に当たっては、私立保育所運営費についても同時に考慮する必要があります。

市から私立保育所に支払っております運営費は、児童福祉法に基づいて支払っております。この運営費の支払い額は、児童1人当たりの保育費用、保育単価を入所児童数に乗じて積算されております。

幼稚園の在籍は3歳以上からとなりますので、同年齢で見た場合、61人から70人定員の保育所における3歳児については、保育単価が約48,700円、4歳以上の子どもについては42,400円となっております。

案3の国基準額の第6階層以上の保育料について、国の保育所徴収金基準額表には、確かに、資料のとおり額が記載されているのですが、市が支弁している額以上の保育料を

保護者から徴収することはないため、結果として、軽減率算定の際は、資料のとおり为国基準額を使うことができない、ということとなります。

そのため、案3については、低すぎる軽減率となっておりますので御注意いただきたい、と考えております。

次ページをお開きください。

案4となります。

この表は、案2の実績データから、入園料を控除したものとなります。

その理由として、下の表のとおり、入園料の減額内容が幼稚園ごとに異なる取扱いとなっていることが理由となっております。

次ページをお開きください。

案5となります。

こちらは、案2の実績データの入園料を3分の1にして積算しているものです。

幼稚園に入学した児童は、3歳から5歳までの3年間にわたって幼稚園に在籍することから、案2のように、入園料を12か月で割るのではなく、3年間の36か月分として算定しているものです。

以上が1号認定子ども用の保育料案となります。

事務局といたしましては、本日の会議で、どの案にするのか決定できれば、と考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま説明をいただきました。

八戸市保育連合会及び幼稚園・認定こども園の皆様から、2号・3号認定子ども用の保育料については異存がなく、1号認定子ども用の保育料については、一任する、若しくは案3から案5の提案があり、それらについて説明がありました。

御質問、御意見はございませんか。

まず、2号・3号認定子ども用の保育料については、事務局案のとおり承認でよろしいでしょうか。

御異議なしでございますので、事務局案どおり承認といたします。

次に、提案が出されております、1号認定子ども用の保育料については、案3、案4、案5が出されており、事務局案として案1、案2があります。どの案といたしますか。

○委員

案3から案5までを私立幼稚園協会の施設型給付に移行する園と認定こども園のメンバーで算出させていただきました。

案3については、今まで幼稚園は私学助成ということで県の管轄であり、就園奨励費を頂戴しながら、不安定な確定された制度上のものでなく補助金を頂いて運営されていたものです。このたび新制度に移行するに当たり同じ市民の平等性、1号認定、2号認定でなく同じ市民として見たときに、案3で63.5パーセント八戸市の保育料が国基準より安く設定されていることから、同じように1号認定も提示したものです。

案4では、国の子ども・子育て会議で5月に公定価格が発表されたときに基本単価分に入園料という文言が含まれていなかった。各市町村の保育料の中に入園料という概念自体あるのはおかしいと意見があり、入園料はゼロとして設定した案です。給食費についても新制度で実費徴収となり、基本単価保育料から抜けるということがありゼロでいいのですが、入園料もゼロとしていただくのが一番いいのかなと思います。下にあるように市内の各幼稚園でも入園料の減額、免除しているとかいろいろなパターンがあり、一度入園料を収めて後で基金として戻される園もあり、取り方とらえ方の違いがあり、市民の平等性に近い形で案4を提示したものです。

案5では、入園料を頂くのは入園時のみであり、大体のお子さんが3年保育で入園してくることから、入園料は3分の1計算で提示したものです。満3歳児入園もありますので、全入園の半分近くが満3歳入園していることもあり、3.5年でもというところもありますが、切がいいところで3分の1としております。

また、国のFAQで保育料の中に入園料が含まれると新たに出ておりましたので、案5が今時点ではふさわしいのではないかと思います。

○会長（議長）

国の示しているものもみると案5がいいのではとの意見ですが、他にございませんか。

○委員

一つ質問ですが、案3の算定で63.5パーセントを割り出した計算式では、軽減率のところの第1階層からの13項目を足し13で割ったのでしょうか。平均の算出する計算式で用いられたものが、平均値として63.5といえるのか疑問な点があります。市の方では5から8階層までは32,000円となっているのでこれが一つの階層と考えられるが、計算式確認のため教えていただきたい。

○委員

認定こども園協会独自で作成したソフトに基づいて作られておりますが、八戸市の場合18階層あるので、数的に合わないものもありそれも前提のものです。確認しておきます。

○委員

財政難の中、保護者の負担の軽減を考えて、国の基準より下げていることに感謝したい。就園奨励費がある場合と比べ、保護者負担が増えるのではというところがあったが、保護者負担が軽減されるのであれば、子育て中の親への支援となることが一番の願いと思いますので、親の負担という点でも案5に賛成したい。

○会長（議長）

他にございませんか。

ないようですので、案5との意見がありますが、他に御異議がなければ案5でまとめてよろしいでしょうか。

それでは、1号認定子ども用の保育料については案5で了承を得たものとして進めるこ

といたします。

次に、議事（２）八戸市次世代育成支援行動計画（仮称）の構成（案）について、事務局から説明願います。

○事務局

資料２、八戸市次世代育成支援行動計画（仮称）の構成（案）について、御説明いたします。

まず、27年度以降における次世代育成支援行動計画につきましては、自治体での策定は必須ではなく任意となり、また、今年度中に策定することとなっている子ども・子育て支援事業計画と、一体的に策定することも可能とされております。

本市としましては、どちらの計画も重要であり、総合的に施策を推進していく必要があると考えておりますことから、今回、計画の構成案をお示しし、今後、計画の詳細を検討していくに当たっての基本的な方向性について御審議いただきたいと考えているものです。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

八戸市次世代育成支援行動計画の第一部の１では、計画の趣旨・位置付けについて記載します。

次世代育成支援対策推進法に基づき、本計画を平成26年度末で計画期間が終了する八戸市次世代育成支援行動計画後期計画を引き継ぐ計画に位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく事業計画にも位置付け、計画策定の趣旨を説明いたします。

２の計画の期間につきましては、平成27年度から31年度までの5年間とします。

ただし、特に子ども・子育て支援事業計画の内容について、実際の状況に乖離が生じた場合には、必要に応じて計画期間中に見直しを検討することとなっております。

次に、３では、市の他の計画との関係について記載します。

市の最上位の計画である総合計画や、関連計画、例えば地域福祉計画や、教育振興基本計画などとの関係性を示し、整合を図ります。

続きまして、第二部では、市の現状及び子育てを取り巻く環境について記載します。

１、人口の推移と少子化の動向につきましては、合計特殊出生率や人口の推移など、統計データを用いて市の現状をまとめます。

２、子育て家庭の状況につきましては、25年度に行った子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果から、子育て家庭の就労状況や支援状況等をまとめます。

次に、第三部では、計画の基本的な考え方について記載します。

１では、第二部の現状を踏まえ、基本的な考え方や今後の方向性、基本理念や基本目標などを整理します。

２、施策の体系については、26年度までの、八戸市次世代育成支援行動計画後期計画を継承しながら、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を基に、施策の体系を再構築し、体系図などを用いて示します。

次に、第四部では、子ども・子育て支援事業計画に相当する内容として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に示されている必須事項を掲載します。

下記、１から４がその必須事項であります。１から３については、これまで、量の見込み及び確保方策などの資料で用いてきた表により、具体的な数値を記載することとなり

ます。

続きまして、第五部、子ども・子育て支援関連事業としましては、現在の八戸市次世代育成支援行動計画後期計画を引き継ぐ計画として、市の子ども・子育て支援施策を推進する主要事業を掲載します。

下記、1から7までの施策の区分は、国から基本指針の案として示されている区分のとおり記載しておりますが、今月末を目途に国の基本指針が確定し、告示されることとなっておりますので、今後、その指針に沿った内容で、市の事業を整理していく予定です。

第六部では、計画の点検及び評価の内容を記載します。

計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととなっておりますので、その点検及び評価の方法などを定めます。

第七部では、参考資料として、計画策定に当たっての経緯や八戸市子ども・子育て会議条例など、関連資料を掲載します。

以上が、27年度に向けての八戸市次世代育成支援行動計画の構成案でございます。

今後、この構成案を基に、関係部署と連携を図りながら、事業内容を盛り込み、次回の会議にて、具体的な計画案をお示ししたいと考えております。

最後に、計画の策定に当たっては、当会議の御意見を頂きながらより良い計画を作ってまいりたいと考えておりますので、本日の会議に限らず会議後におきましても、随時、事務局へ御指導・御意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま、説明をいただきました。

次回以降、案を出して皆様から御意見を頂きたいとのことでありますが、何か御質問等、御意見ございますか。

ないようですので、八戸市次世代育成支援行動計画（仮称）の構成（案）は了承したものといたします。

続きまして、（3）その他について、委員の皆様から何かございませんか。

○委員

保育料のことですが、2号・3号認定子ども用の保育料は、今の保育所保育料と同じ形ですが、これまでは所得税額、今度は市民税額となるため保育料が高くなる方や低くなる方への対応はどうお考えでしょうか。

○事務局

現時点では、基本的に、所得税額に対応する市民税額を設定するため基本的に保育料が変更とならないようにしたいと考えておりますが、年少扶養控除等の関係で、新制度に伴って市としては保育料が高くなることは避けたいと考えておりますので、現行の保育料から高くなることのないよう対応を考えております。

○事務局

所得の階層が変われば保育料も変わりますので、ただいまの説明は、同一階層の区分であればということであり、階層が変わった場合は異なってきますことを御了承ください。

○委員

市の方で負担するという解釈になりますでしょうか。

○事務局

階層が同じであれば、今までどおりの保育料となりますので、市が負担という表現かどうかわかりませんが同じ保育料額としたいと考えております。

○委員

低くなった場合についてはどうでしょうか。

○事務局

制度の改正に伴って、所得が同じで保育料が低くなった場合についてはそのまま適用となるものと考えております。

○委員

例えば、今の園児が卒園するまでの措置となるのでしょうか。

○事務局

来年の6月になると所得が変わってきますので、その時点までのものに基づく場合を従前のままとし、新しい所得となりますとそれによって市民税が変わってきますので、基本的に新しい制度を全面的に適用していくことを考えております。

○委員

この席での発言に相応しくないかもしれませんが、今の消費税との関わりですが、ここで意見がまとまったものは、8パーセントの消費税のままで施策どおりすべてなされるものでしょうか。10パーセントが延期となったことによりお尋ねします。

○事務局

消費税が10パーセントになると7,000億円を子ども・子育て支援に回すということになっておりますが、現実的に、国の支援を全面的に行うとなると1兆1,000億円必要であり4,000億円足りない現状にあります。10パーセントでもまだ4,000億円出さないと全面的な国が想定している質の改善ができないということですので、8パーセントのままであれば難しい状況となるかもしれませんが、国の動向を見てみないと現段階ではわからない状況です。

○議長（会長）

他にございませんか。ないようですので、事務局から何かございますか。

○事務局

保育料案について、この場を借りて1点申し上げます。

保育料については、本日の案をもって財政との協議、議会での議決を経て最終決定の段階を踏んでいくこととなりますので、その過程で変更となることも想定されますが、その際はこの会議の場で皆様の御意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますのでその点御了承いただきたいと思っております。

次に、次回会議の開催日についてですが、1月21日水曜日の13時30分から開催いたします。開催場所については、本日と同じ第3委員会室を予定しております。

次回の会議では、主な議案として、八戸市次世代育成支援行動計画及び八戸市子ども子育て支援事業計画の素案についての御審議を予定しております。以上でございます。

○会長（議長）

ただいまの説明についてなにかございますか。

では、ないようでございますので、本日、予定していた議事は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

（閉会 14：11）

以上